

農業部植物新品種再審委員会審理規定

2001年2月26日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

農業部植物新品種再審査委員会審理規定

(2001年2月26日農業部令第45号公布)

第1章 総則

第1条 「中華人民共和国植物新品種保護条例」(以下「条例」と略称する)、「中華人民共和国植物新品種保護条例実施細則(農業部分)」(以下「実施細則」と略称する)に基づき、本規定を制定する。

第2条 農業部植物新品種再審査委員会(以下再審査委員会と略称する)は育成者権出願却下の再審査案件、育成者権の無効の宣告の事件と、新品種名変更案件の審理に責任を負う。

第3条 再審査委員会は法に基づき単独で審理権を行使し、併せて審理の決定を下す。

第2章 再審査委員会の組織と職責

第4条 再審査委員会は主任委員1名、副主任委員4名、事務総長1名、委員30名を設ける。主任委員は農業部主管幹部が兼任し、副主任委員は科教育局局長と栽培業管理局、産業政策と法規、科技教育局主管副局長が兼任し、事務総長は農業部科教局知的財産権と成果管理所の責任者が兼任する。

第5条 再審査委員会委員(再審査委員と略称する)は農業部が招聘した経験を有する、技術、法律と行政管理人員で構成する。再審査委員の毎期の任期は3年とし、続けて再任とし招聘することができるが、最多でも3年を超えてはならない。

再審査委員会は作付面積の大きな作物、果樹、観賞植物及び草類、野菜作物など4組の再審査グループを設け、各再審査グループは若干名の再審査委員で構成し、再審査案件の具体的な審理業務に責任を負う。

案件の審理の必要性に基づき、再審査委員会は案件にかかわる内容の諮問に応じ意見を提供するその他専門家を招請することができ、又は関連組織に委託し技術的な鑑定を実施することができる。

第6条 再審査委員会の主な職責

(1) 農業部植物新品種保護事務局(以下新品種保護事務局と略称する)の予備審査と実体審査の手順における育成者権の出願却下の再審査請求の審理に責任を負う。

(2) 無効の宣告と品種名の変更請求の審理に責任を負う。

(3) 職権に照らし育成者権の無効を宣告する、及び授權品種に名前の変更を行なう。

第7条 再審査委員会の主任委員は次の職権を行使する。

(1) 再審査グループのグループ長

(2) 再審査委員会全体会議を主宰する。

(3) 再審査委員の忌避を決定する。

(4) 審理決定に署名し正式に発行する。

主任委員は一部職権の代行を副主任委員に委託することができる。

第 8 条 再審査グループのグループ長は再審査の案件と、案件の無効を審理する会議の主宰及び審理決定案の起草の手配に責任を負う。

第 9 条 再審査委員会の事務総長は農業部科教局知的財産権と成果管理所に設け、再審査委員会の日常業務の処理に責任を負う。

第 3 章 一般規定

第 10 条 中国の組織と個人が再審査又は無効の宣告を請求する場合、規定の様式に適った再審査請求書又は無効宣告請求書を再審査委員会へ直接若しくは新品種保護事務局が承認する育成者権代理資格を有する機関に委託し提出することができる。

中国に通常居所を有する外国人、外国企業又は外国のその他組織は、新品種保護事務局が承認する育成者権の代理資格を有する機関へ委託し処理しなければならない。

第 11 条 当事者が代理機関に処理を委託する場合、代理人委託書を 1 部提出しなければならない。代理人委託書には代理内容、委託権限を明記しなければならない。

第 12 条 「実施細則」第 44 条の規定に基づき、再審査委員会は新品種保護事務局受理所に委託し再審査請求と無効宣告請求書及び関連文書を代理受領する。

第 13 条 再審査委員会は事実を証拠とし、法律を基準として、法に基づき公正に、客観的に案件を審理することを堅持しなければならない。

第 14 条 当事者の再審査における法的地位は等しく平等である。

第 15 条 再審査と無効の宣告の審理業務は意識的に社会の監督を受け入れなければならない。再審査委員が自身と当該案件は利害関係にあると認める場合は、申請を忌避しなければならない。

当事者が再審査委員会と当該案件は利害関係にある、又は公正な審理に影響を及ぼす可能性のあるその他関係があると認める場合、審理の決定が下される以前に、関連人員の忌避を要求する権利を有する。関連人員を忌避するかどうかは主任委員が決定を下す。

第 16 条 再審査委員会は主に書面資料に基づき審理を行なう。但し、重大な若しくは難しい重要な法律、技術的な問題のある場合、又は複雑案件については、再審査委員会が双方の当事者を招集し公聴会を行なうことができる。

当事者は自身の提出する主張について挙証責任を有する、但し再審査委員会は当事者の提供した証拠制限を受けない、職権に基づき調査の実施又は当事者へ証拠の補充を要求することができる。

第 17 条 再審査委員会が公聴会を行う場合、公聴会の 45 日前に、会議の日時を当事者に通知しなければならない。当事者は通知を受領後 5 日以内に公聴会に参加する人員名簿を配達証明で再審査委員会秘書所へ提出しなければならない。当事者に正当な理由のある

場合、公聴会召集前 25 日以内に延期を請求することができ、延期をするかどうかは、再審査委員会が決定する。当事者に正当な理由もなく公聴会の人員の配達証明を提出せず、公聴会開催以前又は許可を経て途中退会する場合、釈明の権利を放棄したものとみなす。

第 18 条 再審査委員会が公聴会の挙行を決定後、当事者は「公聴会人員配達証明」を提出する前に証拠資料を補充することができる。期限を過ぎた補充証拠を、再審査委員会は考慮しない。

第 19 条 再審査委員会が公聴会を挙行する際に議事録を作らなければならない。当事者又はその他参加者が自身の陳述記録に漏洩や間違いがあった場合は、申請を訂正する権利を有する。記録には、公聴会に参加した再審査委員、当事者及其他関連人員が署名又は押印しなければならない。

第 20 条 再審査委員会と再審査小グループは少数が多数に服従するという原則に基づき、投票を通じて審理決定を行なう。

当該表決結果に賛成票数と反対票数が異なる状況にある場合、会議を主催した主任委員又は再審査委員会又は副主任委員又は小グループの投じた 1 票に決定の作用がある。

第 4 章 出願却下の再審査

第 21 条 出願者は育成権の出願却下の決定に不服の場合、通知を受領後 3 ヶ月以内に再審査委員会へ再審査請求書を提出し、再審査を請求することができる。

第 22 条 事務総長は受領した再審査請求書について以下の方法で審査を実施する。

(1) 再審査請求は新品種保護事務局の予備審査又は実体審査における却下された育成者権の出願に属する。

(2) 再審査請求は再審査委員会が既に審理を通じ且つ審理の決定を下すものを含むべきではなく、請求者又は同一の事実と理由を再審査請求として届け出る場合。

(3) 再審査の請求者が却下された育成権の出願者全体の出願者でなければならない。

(4) 再審査請求の期限は「条例」第 32 条の規定に符合しなければならない。

(5) 再審査請求は規定の様式の要求に符合しなければならず、「実施細則」第 45 条第 1 項に規定の数に符合しなければならない。

(6) 再審査請求において却下された育成権の出願文書は「実施細則」第 45 条第 2 項の規定に符合しなければならない。

(7) 再審査請求者が代理機関へ委託する場合、代理人委任状及び委託権限などを提出しなければならない。

第 23 条 形式審査を通じて再審査請求が本規定第 22 条の規定に符合しない場合、事務局は再審査請求者へ指定の期限内に補正するよう通知し、期限が過ぎても補正しない場合は、当該再審査請求は撤回されたものとみなす。

第 24 条 形式審査に合格した再審査請求について、再審査グループへ直接引き渡すことができ、新品種保護事務局が“前置審査”を実施することもできる。

前置審査を行う場合、新品種保護事務局は、公文書を受領した日から 30 日以内に（

特殊な状況はこの限りではない) 審査意見を提出しなければならない。前置審査の意見は以下の3種類に分ける。

(1) 再審査請求の証拠が十分で、理由が成立し、却下された元の出願の撤回の決定に同意する。

(2) 再審査請求者が提出した出願文書の改正した本文が元の出願書に存在していた欠陥を克服し、修正した本文の基礎上、元の出願却下の撤回の決定に同意する場合。

(3) 再審査請求者の陳述意見と提出した出願文書を改正した本文が元の出願却下の決定を撤回されるに足りず、元の出願却下の決定が堅持される場合。

第25条 新品種保護事務局は前置審査の過程において、元の出願文書の改正されていない再審査請求について新たな却下理由を提出してはならない。

第26条 新品種保護事務局が下した前置審査の意見が本規定第24条(1)又は(2)の2種類の状況の1に属する場合、再審査委員会は再度審理を行わず、これにより審理決定を下すことができる。

新品種保護事務局が下した前置審査の意見が本規定第24条(3)の情状に属する場合、再審査グループが引き続き審査を行う。

第27条 再審査委員会は再審査請求書を受領した日から6ヶ月以内に再審査を完成させなければならない。且つ審理決定を下さなければならない。審理決定は以下の3種類に分ける。

(1) 再審査請求の理由が成立せず、元の出願却下の決定を維持し、再審査請求が却下された場合。

(2) 再審査請求の理由が成立し、基の出願却下の決定が撤回された場合。

(3) 育成者権の出願文書が既に再審査請求者の改正を経て、元の出願却下の決定で指摘された欠陥を克服し、新たな本文の基礎上、元の出願却下の決定が撤回された場合。

第28条 再審査請求者は再審査委員会が審理決定を下す以前に再審査請求を撤回した場合、再審査手続きを停止する。

審理決定を既に宣言する又は書面決定が既に発行された後で撤回する場合は、審理決定の有効性に影響はしない。

第29条 再審査委員会が下した審理決定が、新品種保護事務局が下した審査決定を変える場合について、速やかに新品種保護事務局執行再議委員会の審理決定を通知しなければならない。新品種保護事務局は同一の事実と理由で再度、元の出願却下の決定と同様の決定を下してはならず、且つ審査承認の手続きを引き続き行う。

第5章 無効の宣告と名称変更の審理

第30条 品種の授権後、如何なる組織や個人もみな、農業部が付与した育成者権について無効の宣告請求を提出することができ、再審査委員会は、職権に基づき、無効の宣告手続きを直接始動できる。

第31条 事務局は無効宣告請求書又は品種名変更請求書を受領後以下の形式審査を行

う。

- (1) 無効宣告又は品種名変更に属するべき再審査請求
- (2) 再審査委員会が育成者権又は品種名称を維持すると審理し決定したものについて、同一事実と理由で、請求者が再度無効宣告若しくは品種名変更請求書を提出した場合。
- (3) 当該育成者権すでに授権された場合。
- (4) 請求者が提出した無効宣告又は品種名変更請求書において説明すべき証拠事実と理由
- (5) 請求者が提出した無効宣告又は品種名変更請求書において提出された理由が「条例」第 37 条及び「実施細則」第 51 条の規定に符合しなければならない場合。
- (6) 無効宣告又は品種名変更請求者が代理機関に処理を委託する場合、代理人委任状を提出しなければならない且つ委託内容と権限などを明記しなければならない。

第 32 条 形式審査が本規定第 31 条に規定する無効宣告又は品種名変更請求に符合する場合について、事務局は“無効宣告受理通知”又は品種名変更受理通知”を発行し、請求者へ通知する。不合格の場合は“無効宣告又は品種名変更不受理通知書”を発行し、不受理の理由を説明する。

第 33 条 形式審査を経て合格した無効宣告又は品種名変更請求書について、事務局は副本と関連文書の副本を育成者権の権利者へ引き渡さなければならない。育成者権の権利者は文書を受領後 3 ヶ月以内に意見を陳述し、期限満了までに返答しない場合、再審査委員会の審理に影響しない。

事務局は権利者の意見陳述所を受領後、その副本を請求者へ転送しなければならない。書状のやり取りの回数は事務局が案件の実情に基づき決定する。

第 34 条 再審査委員会は無効宣告又は品種名変更請求について速やかに審査を行い、審理決定を下さなければならない。無効宣告又は品種名変更の審理決定は以下の 2 種類がある。

- (1) 無効宣告又は品種名変更請求の理由が成立し、育成者権の無効又は品種名変更を宣告する。
- (2) 無効宣告又は品種名変更請求の理由が成立せず、無効宣告又は品種名変更請求を却下し、育成者権の有効又は品種の現有の名称を維持する。

第 35 条 無効宣告又は品種名変更の審理手順において、育成者権の権利者が書面の形式でその育成者権を放棄する場合、無効宣告又は品種名変更の審理手順に影響しない。

第 36 条 再審査委員会の無効宣告又は品種名変更請求の決定が出る以前、請求者はその請求を撤回することができ、請求者は無効宣告又は品種名変更請求を撤回する場合、再審査手続きは停止するかどうか、再審査委員会が決定する。

第 6 章 審理決定の審査承認と公告

第 37 条 再審査委員会は審理が完了した案件について全て書面で審理決定を下さなければならない。

第 38 条 再審査グループ長は審理決定案の起草の構成に責任を負う。審理決定案は再審査請求の争議内容、審理決定及びその理由を明記しなければならず、再審査グループの集団討論の通過を経て、グループ長が署名後、主任委員に発行を届け出る。

第 39 条 審理決定は当事者に通知する以外に、公告をしなければならず、登記簿上に登録しなければならない。

請求者は規定の期限内に人民法院へ起訴する場合、人民法院が下した判決が発効後改めて公告と登録を行わなければならない。

第 40 条 再審査委員会が下した品種名変更の決定が発効後、新品種保護事務局は、育成者権証書の交換を速やかに育成者権者へ通知しなければならない。育成者権者及びその他誰人も元の品種名を使用してはならない。

第 7 章 附則

第 41 条 再審査手順における各種文書の提出、送達と期限の規定は「実施細則」第 7 章の規定に基づき執行する。

第 42 条 本規定は農業部が解釈に責任を負う。

第 43 条 本規定は公布日より施行する。